会社分割会計制度の背後にある意味

---- 会計における「透明性」----

大 沼 宏

1. 序 論

商法及び税法において会社分割制度が整備されてから約2年が経過した。これ以降急速な勢いで企業の再編成及び会社分割が行われている。東京商工リサーチの2002年4月12日付の特別解析記事によると¹⁾、施行開始の2001年4月から2002年3月末までの1年間に、会社分割公告を官報に掲載した分割会社(「会社分割制度」利用企業)は538社にのぼった。分割会社538社のうち、東京証券取引所および各証券取引所、ジャスダック市場(店頭市場)、ナスダックジャパン市場の上場会社は84社だった。またこれらの子会社および関連会社は138社にのぼり、合わせて222社(構成比41.2%)となった。

東京商工リサーチは自社の企業データベースと照合した上で、分割会社538社のうち462社を特定し、その企業の産業別の分布や資本金の分布、業歴、従業員規模別、売上高分布を調査した。この調査によると、会社分割制度は製造業においてよく利用され(製造業が119社;構成比25.7%)、資本金別では、資本金5,000万円未満の企業が161社(同34.8%)と高かった。また業歴別では、設立30年以上の会社が249社(同53.8%)と過半数を占めた。従業員規模別では、1万人以上が19社、5,000人以上1万人未満が14社となった。これに対して50人未満は、153社(構成比33.1%)と全体の3割を占め、従業員規模からみても中小企業の利用が目立つ。

¹⁾ 記事の詳細については以下のアドレスを参照。 http://www.tsr-net.co.jp/topics/kaiseki/2002/0301.html

売上高別では、10億円未満の会社が127社(同27.4%)と、こちらも規模と してはそれほど大きくはない企業が利用しているという結果となった。以上を 踏まえてこの記事は次のように締めくくっている。

主に大企業向けとみられがちだった「会社分割制度」は、予想以上に中小企業の積極的な利用が目立った。一定の要件を満たせば税制上の優遇措置を受けられることも影響した。事業拡大や事業承継など工夫しだいで様々な再編に活用できることから、今後も「会社分割制度」利用企業の増加が見込まれる。

この記事に示されるように、中小企業が自社事業の再編・再統合を目的として活発に会社分割制度を活用している。我が国は中小企業の割合が高く、会社分割制度が今後ますます利用される可能性は高い。その一方で会社分割に係る公式な会計基準はまだ未整備なのが実情である²⁾。もちろん、ある程度の指針は存在する。日本公認会計士協会(JICPA)会計制度委員会研究報告第7号「会社分割に関する会計処理」(以下研究報告)が現時点における事実上の会計基準の役割を果たしている。そこで本稿は研究報告の内容を踏まえながら、会社分割を通じて財務諸表及びその実態はなにを反映するようになり、なにを向上させるのかについて検討していく。

2. 会社分割手法と会計処理

1998年より今日にわたり、日本では急速な会計制度改革(一般に会計ビッグバンと呼んでいる)を実施してきた。これによって日本の企業会計は国際水準に近づいたとされる。その一方で改革されなかったのは企業結合(合併・買収)と分割に関する会計基準である。しかし、企業結合・分割についての正式な会計基準はまだ公表されていないものの、企業組織の再編を円滑に行うための商

²⁾ 平成15年4月4日付日本経済新聞によると、企業会計審議会は企業合併の会計 処理を原則時価評価方式に統一する方針を固めたとのことである。この方針に 基づく会計基準が近い将来公表されることになる。

法と法人税法における整備は完了したと理解される。商法と税法の整備により、組織の再編成(リストラクチャリング restructuring)を柔軟に取り組める環境は整ったといえるだろう。平成13年4月より施行の商法において会社分割制度はスタートしている。

こうした状況をふまえ、2001年5月に日本公認会計士協会内に設置される会計制度委員会から先述の研究報告が公表された。現時点においては研究報告が会社分割の事実上の会計基準である。以下、当該研究報告をふまえて、会社分割会計について見ていく³⁾。

2. 1 会社分割とは

(会社分割とは) ある会社(分割会社)の営業の一部または全部を他の会社 (承継会社)に承継させ、対価としての株式を分割会社ないしは分割会社の株 主が取得することをいう。

「分割」とは分割会社側からみた用語であり、承継会社側からすると承継した事業を既存の事業と「結合」させる意味を持つ。

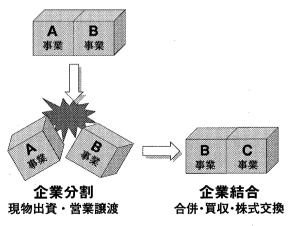


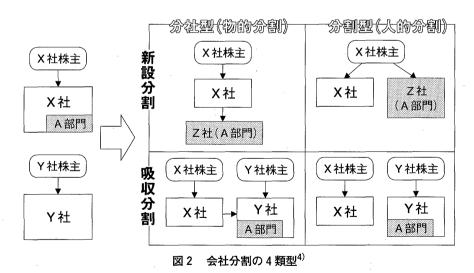
図1 分割と結合

³⁾ なお文中において段落表現が為されているときは、当該研究報告内の番号を指している。

会社分割は分割会社の営業を承継会社に承継させることを意味する。この際 承継会社が既存の会社である場合を「吸収分割」という。一方分割を機に新た に設立した会社に営業を承継する場合を「新設分割」という。図1からも明ら かであるが、吸収分割は結合(合併・買収)と実質的に相違ない。

会社分割では営業承継の対価として承継会社の株式が発行される。この株式が分割会社に割り当てられる場合を「分社型分割」または「物的分割」という。 この株式が分割会社の株主に割り当てられる場合を「分割型分割」または「人的分割」という。

以上を組み合わせる方式,すなわち分割会社と分割会社の株主の両方に株式が割り当てられる形式を「折衷型」という。割り当てられる株式が分割前の保有割合に応じて割り当てる形式を「按分型」という。割り当てられる株式が分割前の保有割合と異なる割合で割り当てる形式を「非按分型」という。以上を



⁴⁾ 加賀谷・伊藤 [2002] 及び伊藤 [2003] 566頁の図表14-1を参考に作成した。 なお、この4類型以外に、新設分割であるが Z 社株式を X 社株主と X 社両者に 割り当てる新設分割折衷型、吸収分割であるが Y 社株式を X 社株主と X 社両者 に割り当てる吸収分割折衷型もある。詳細は研究報告 par.26と27を参照。

組み合わせると次の図2のように類型化される。

2. 2 会社分割と会計処理法の類型

会社分割に当たり分割会社が移転する営業に対する支配を喪失して承継会社が支配を獲得するケースがある。これを「支配の移転」と呼ぶ。支配の移転がみられたときは、分割会社及び承継会社において、移転する資産及び負債を売買処理法によって処理する(par.29)。分割会社が引き続き(または他社と共同で)支配を維持するケースがある。これを「支配の継続」と呼ぶ。支配の継続がみられたときは、分割会社及び承継会社において、移転する資産及び負債を簿価引継法により会計処理する(par.29)。

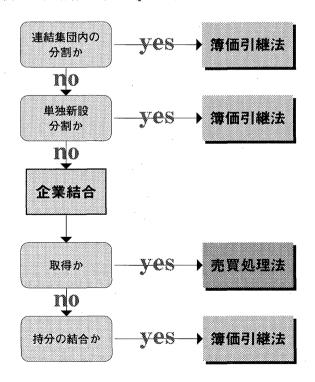


図3 会計処理法の判定 (par.30)

以上を前提とした上で、どのような形態に対していかなる会計処理を適用するかを Chart 表示したものが次の図③である。

承継会社が支配を獲得する場合(支配の移転)と、分割会社が引き続き(又は他社と共同で)支配を維持する場合(支配の継続)とがある。連結集団内で新設分割ないし吸収分割を行ったとしても、株主の立場から見れば実態に変化はないと判断される。それ故、支配は継続していると判断できるので簿価引継法が適用される。また単独新設分割は、分割会社の営業の全部又は一部を新設会社に移転させる単独行為と考えられる。つまり取得会社も被取得会社も存在しないため、支配の移転は生じ得ない。支配は継続しているのだから、先と同様「簿価引継法」が適用される(par.28)。

簿価引継法とは、会社分割において、分割される前の各当事会社の支配が分割後も継続されることから、当該当事会社の保有する資産及び負債を、その帳簿価額で結合する方法である。したがって分割会社では移転する資産及び負債を、分割日にその帳簿価額をもって分離することになる(par.30)。

会社分割といっても吸収分割と共同新設分割⁵⁾は企業結合すなわち合併に該当する。その場合一定の判断基準に従って、資産及び負債の分割と承継が支配の移転を意味する「取得」なのか、あるいは支配の継続を意味する「持分の結合」なのか判断する必要がある。

「取得」とは結合当事会社のうち、いずれかの会社について取得会社を識別できる企業結合をいい、一般に多くの企業結合では、会社の一つが他の会社の純資産及び経営に対する支配を獲得することになる(par.6)。こうした場合では取得会社を識別することは可能である。吸収分割の場合は結合前の承継会社又は分割会社のいずれかが取得会社となる。また共同新設分割の場合は複数の分割会社のうち、いずれかが取得会社となる。ただし、吸収分割又は共同新設分割の経済的実態が、承継会社において「取得」と判定されるときには、吸収分割又は共同新設分割を資産の購入と同様に考える。こうしたケースのこと

⁵⁾ 共同新設分割とは2社以上の国内分割会社が共同して新設会社を設立すること をいう。これは従来合併会計の分野で新設合併といわれていた形態を指す。

を「逆取得」と呼んでおり、取得した資産負債について売買処理法を適用する (par. 7)。

分割会社の株主が、吸収分割の場合は承継会社の株主と、共同新設分割の場合は他の分割会社の株主と、それぞれの分割前の会社(または営業)に対する支配を結合し、分割後の承継会社のリスクと便益を共有する場合であって、かつ、分割前のいずれの会社も取得会社として識別できないもの「持分の結合」という(par.8)。

支配の移転が生じた場合,会社分割の会計処理法は売買処理法が適用される。 売買処理法とは会社分割により移転する分割会社の営業が,承継会社に「取得」 されたと判断される場合,会社分割によって,移転する資産及び負債が「売買」 されるものとして会計処理が行われる方法である (par.31)。この方法による と,承継会社における分割前に有している資産と負債,分割日に取得した資産 と負債,分割会社が分割日において承継会社に移転した資産負債についての評 価は次のように扱われる。

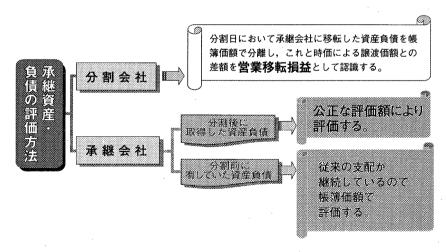


図4 売買処理法の会計処理6)

⁶⁾ この図は山上 [2002], 138頁 chart.39を参考にした。

以上やや錯綜してきたので、整理してみると次の図のように表すことが出来る。

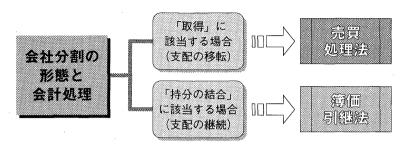


図5 会社分割の形態と会計処理

3. 過去の研究

会社分割を通じて企業は組織の再編成を進める。このため欧米の実務においては古くから会社分割を多用して、不採算部門の閉鎖・売却を通じて収益力の向上が図られてきた。その手法が合併買収と共通することから、以上をすべて組み合わせて M&A&D と扱われることが多い。これに対して日本では会社分割を会計上の側面から扱う研究は少なかった⁷⁾。

欧米では会社分割を対象とした調査は数多く行われてきた(Baldwin and Bhattacharyya [1991], Slovin, et al. [1995], Kaiser and Stouraitis [1995], Erickson [1998], Maydew, et al. [1999], Krishnaswami, and Subramaniam [1999], Erickson and Wang [2000], Clubb and Stouraitis [2002])。その蓄積は豊富で参考になるものも多い。こうした諸研究を大まかに分類すると、①会社分割の動機を探る調査と、②会社分割情報に対する市場の反応の調査、③租税制度が会社分割の方法に与える影響を調査したものなどに分けられる。

⁷⁾ これについては制度として会社分割が整備されてこなかった点が原因と考えられる。平成13年に商法と法人税法においてこれまでバラバラに存在していた会社分割制度が統一された。これによって制度の透明性が高まり、柔軟に取り組みやすくなったといえる。特に税制面の改正が大きいように思われる。

会社分割の動機調査の一例としては、Kaiser and Stouraitis [1995]、Krishnaswami and Subramaniam [1999] 等が挙げられる。 Krishnaswami and Subramaniam [1999] の仮説は、企業分割の一形態であるスピン・オフは企業の将来キャッシュフローや個々の事業部門の効率性について、企業内外で生じる情報の非対称性(information asymmetry)を解消するために行われるというものであった。検証結果として、情報の非対称が強い企業ほどスピン・オフを行う傾向にあることがわかった。また高い成長可能性をもつ企業、流動性の乏しい企業ほどスピン・オフを行うことが示された。スピン・オフは情報の非対称を削減し、情報効率性を向上するのに有効であるとの指摘は彼らもしている。

会社分割情報に対する市場反応の調査としては、 Slovin, et al. [1995] が挙げ られる。 Slovin, et al. [1995] は既存の事業部門を分離することによる新設分割 を株式カーブアウト(Equity Carve-out),スピン・オフ(Spin-off),セルオ フ(Asset Sell-off)に分類している。彼らによると、株式カーブアウトとは子 会社株式公開(initial public offerings)を通常意味する。典型的な株式カーブ アウトでは、分割会社は子会社の支配権は維持し、株式公開によって創業者利 得を得る。分割会社としての子会社に対する支配権は弱まるものの、子会社の 自律性はそれほど強くないのが特徴である。スピン・オフは外部資金調達を一 切行わない形で、分割会社の一部門を分離し、新規発行株式を既存の株主に対 して交付する手法である。分割型新設分割とスピン・オフは類似する。彼らは スピン・オフを、子会社の所有権を親会社に分配する非課税の株式配当 (stock dividend) と位置づける。セルオフは、分割会社が個々に子会社を第 三者に売却するものである。これにより、関係する資産の支配を別の企業に移 転し,株式を新規発行せずに資金調達できる。こうした3形態の新設分割は市 場に様々な情報を持ち込むので, Krishnaswami and Subramaniam [1999] と 同様,新規情報に対する株価の反応を検証したと考えられる。新設分割の公表 は、市場に対して非コア事業は切り離し、コア事業に対して優先的に投資を進 めるという経営者の将来見通しを語ることになるため、プラスの情報効果が期 待できる。検証の結果,いずれの新設分割を公表することについても市場は好

意的なシグナルと捉えていたことが明らかになった。特に株式カーブアウトは 市場からの資金調達を行うことから、もっとも株価に対してのプラスの効果を 持つことが示された。

租税制度が会社分割の方法に与える影響を調査したものとして代表的なもの に、Erickson [1998] や Maydew, et al. [1999] などがある。 Maydew, et al. [1999] は課税される会社分割(非適格分割)と非課税の会社分割(適格分割) のそれぞれを対象に、税務コストがかかってもそれでも課税される会社分割形 態を選択するのはなぜかという問題を調査した。彼らは次の4仮説にしたがっ て検証を行った。第1の仮説は、租税コストは無視するほど僅少 (negligible) であるというものである。第2の仮説は租税規定があまりに厳格であるが故に、 会社分割に対して非課税の方法を選択する余地が実質的に存在しないと言うも のである。第3の仮説は課税される会社分割を実施したことによる対価は非課 税の会社分割を実施したことによって得られる価値よりも大きいというもので ある。第4の仮説は財務報告によって得られる便益が大きいため、租税コスト を負担しても非適格会社分割を選択するというものである。検証結果から分か ったことは、税務コストは決して僅少ではなく、また第2仮説にあるほど租税 規定(IRC §335及び338(h))は厳しいものではないというものである。確か に IRC335等は非課税の会社分割を実施する場合についていくつかの要件を規 定している⁸⁾。彼らの結論としては、経営者は租税コストを上回る対価が得ら

⁸⁾ 須田 [1994] によると、非課税であるための条件は6つある。第1に、分割会社(以下親会社)がその株主に分配するものは、分配直前に80%以上所有している承継会社(以下子会社)の株式またはその他の有価証券でなければならない(§335(a)(1)(A))。第2に、当該分配が親会社もしくは子会社の利益の分割を主目的としたものであってはならない(§335(a)(1)(B))。第3に、親会社株主は分割後も親会社及び子会社の支配を継続していなければならない。第4に、5年間の事業活動の条件が満たされなければならない(§335(b)(1)(1)(A))。第5に、親会社は子会社の支配を行うに足る株式数を分配しなければならない。親会社がその一部しか子会社の株式又はその他の有価証券を所有しない場合は、その所有が租税回避目的であってはならない(§335(a)(1)(D))。第6に、分配は親会社株主の親会社に対する持分と同率である必要はない(§335(a)(2))。しかし、その場合はIRS (内国歳入庁)は実質的に贈与又は何者かに対する報酬支払い

れるからこそ、課税される会社分割形態を選択するというものであった。課税される会社分割形態を選択することは市場を通して実施されるため、結果として企業そのものの情報効率性を向上させる。これにより、売却価額に追加のプレミアムが生じる。このプレミアムは財務内容の透明性が向上し、将来キャッシュフローの改善を予想させる追加情報が市場に流出することによって生じたものと推測される。

以上いくつかの研究をサーベイした結果、会社分割は企業価値を高めるのに 貢献していることがわかる。また租税制度は会社分割の方法選択にある程度影響を及ぼすものの、それ以上の企業価値を生み出す場合は税制上の有利不利は ある程度度外視して実施されると指摘する。とはいえ、必ずしも明確になって いない点も多い。

こうした理解を踏まえて、本稿では「会社分割を行うことによって財務情報 の透明性が向上する」という仮説を立てる。この仮説をもとに、モデル分析を 以下行う。

4. モデル分析

過去の研究をサーベイすることにより会社分割は市場に対して新規の情報を提供する機能を果たしていることが分かる。一方で研究報告によると、企業集団内における会社分割は企業実態はなんら変化しないとの前提があるため、簿価引継法が適用される(par.92)。結果として連結財務諸表においては特に変化は見られず、個別財務諸表の中でのみ変化が生じる。となると、連結集団内で組織再編成を行ったとしても、連結財務諸表上はなんら変化は見られないと解釈されうる。しかしそこには従来会社分割の議論の中で見落とされてきた、将来へ向けた情報効率性の改善と

の有無を調査しなければならない(§ 356(f))。 IRC の規定は詳細かつ厳格であるものの,我が国の適格分割要件(法人税法施行令 4 条の 2)と比較しても,非按分型の会社分割も非課税対象となる点なども踏まえてまだ柔軟であると判断できる。

いう観点が見られるのである。これを明らかにするためにモデルを利用して、会社 分割によって会社の将来についての透明性が向上するという現象を説明する⁹⁾。

設 例

X株式会社は食肉加工部門と食肉流通部門及び販売部門の3事業部からなる 商社である。しかし昨今の食肉偽装事件の影響から食肉加工部門と食肉流通部 門の業績不振が深刻な状態になってきた。そこで両部門から撤退し、食肉販売 業に専念する戦略をもとに、会社分割を実行した。

その際、X社 CEO は業績不振部門であっても欠損金は節税効果を持つことから、完全撤退は行わず、分割型分割を実施して持株会社のもとで業務は継続する選択肢を選んだ。一方で会社分割を実施する際に、食肉加工部門の諸資産に対し減損会計を適用し、含み損を一掃することにした。

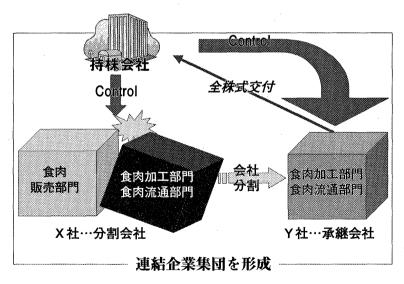


図6 会社分割の概要

⁹⁾ 本節の設例は新日本監査法人編 [2002] 及び山上 [2002] を参考にして作成した。なお,文中における一切の誤りの責任は筆者にある。

分割スキームとして、食肉加工部門と流通部門は新設するY株式会社に承継することにした。Y社は持株会社に全株式を割り当てることにした。

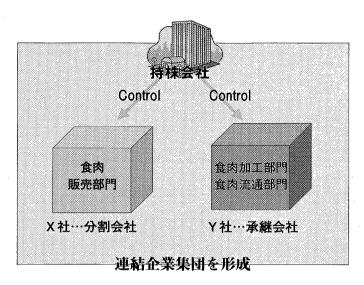


図7 会社分割後形成される企業集団

このケースは分割型新設分割にあたるが、簿価引継法を用いるか売買処理法 を用いるかは、「支配の移転」が生じたか「支配は継続」しているかの判定が 必要である。

Y社の新設はX社の食肉加工・流通部門からの撤退を意味する。しかしY社は持株会社のもとでX社と企業集団を形成する「単独新設分割」であるため、リスクと便益は継続していると判断される。このことから、通常、持株会社の支配は「継続」していると判断されるため食肉加工・流通部門の分割は簿価引継法による処理が妥当である(par.64)。X社の貸借対照表及び資産負債の簿価及び時価は以下の通りである。

図8 X社貸借対照表(分割前)

(単位:百万円)

食肉加工部門 事業資産	8,000	負債	7,500
食肉流通部門 事業資産	2,000	資本金	4,500
食肉販売部門 事業資産	5,000	資本準備金	1,800
		その他の剰余金	1,200
	15,000		15,000

図9 分割・承継する財産概要

(単位:百万円)

	資 産	負債	備考
食肉加工部門事業	8,000	3,500	資産には含み損 300があった。
食肉流通部門事業	2,000	1,500	
差し引き	10,000 - 5,000 = 5,000		

【X社の仕訳】

-			
●分割日前日:食肉加工部門事	業に減損会	計を適用し、含み損を一	帰した。
(加工部門事業資産評価損)	300	(加工部門事業資産)	300
●分割日当日		•	
(負 債)	5,000	(加工部門事業資産)	7,700
(分割仮勘定)	4,700	(流通部門事業資産)	2,000
● Y社発行株式を持株会社が取	得した日		
(資本金)	3,000	(分割仮勘定)	4,700
(資本準備金)	1,200		
(その他の剰全全)	500		

【Y社の仕訳】

●分割日当日

(加工部門事業資産)	7,700	(負 債)	5,000
(流通部門事業資産)	2,000	(分割仮勘定)	4,700
● Y社発行株式を持株会社が	取得した日		
(分割仮勘定)	4,700	(資 本 金)	3,000
		(資本準備金)	1,200
		(その他の剰余金)	500

なお、本来であれば「分割契約書」に従って資本金等は決定されるが、比例的に決定されると仮定する。これによってX社とY社は分割し、それぞれ別個の貸借対照表が作成できる。

図10 X社貸借対照表(分割後)

(単位:百万円)

食肉販売部門 事業資産	5,000	負債	2,500
		資本金	1,500
		資本準備金	600
		その他の剰余金	400
	5,000		5,000

この会社分割及びその仕訳, 結果として作成された貸借対照表からどのよう な企業戦略が読みとれるであろうか。

図11 Y社貸借対照表(分割後)

(単位:百万円)

(加工部門事業 資産)	7,700	(負債)	5,000
(流通部門事業 資産)	2,000	(資本金)	3,000
		(資本準備金)	1,200
		(その他の剰余金)	500
	9,700		9,700

この会社分割はスピン・オフといわれるものである。スピン・オフの一般的なねらいである事業リスクの分散は、会社分割によって達成され、X社の信用リスクはヘッジされた。またX社にとってコア事業とはいえない食肉加工・流通部門を分離した結果、X社の将来性が向上すると予想できる。一方で、食肉加工・流通部門から完全に撤退したのではなく、企業集団内に残したという点から、リストラクチャリングによる業績回復の可能性ありとの判断が推測できる。この他、租税面からいえば、Y社は100%子会社にあるため、連結企業集団としては納税額最小化に向けた連結納税制度に基づく税務戦略が遂行されている。結論として、この会社分割はグループリストラクチャリング戦略の一環として遂行され、企業集団全体の価値創造へ向けた経営者の意志が確認される。

5. 透明性とは

ここ数年来実施されてきた会計ビッグバンは会計制度を大きく変化させることによって、財務諸表の「透明性」を向上させようとする試みであったといえよう。とはいえ、新聞紙上を頻繁ににぎわすこの透明性という用語はどういった意味を持つのだろうか。一般に透明性(transparency)とは企業の経営実態を外部利害関係者が容易に知ることができる状況をいう。問題は「容易に知る

ことができる」のは何かという点である。

退職給付会計、金融商品会計、減損会計を導入することによって企業の現時点での透明性、すなわち現時点における当該企業の経営実態を明らかにすることが出来るようになった。この現在時点での経営実態が明らかな状況を「実態の透明性」(transparency of corporate substance)と呼ぼう。財務報告に反映される企業実態を利害関係者が明瞭かつ客観的に把握することが可能となる状況をいう。前節の設例に示したが、分割した営業に減損会計を適用した結果、評価損を計上したのは実態の透明性を高めた結果と理解できる。こうした会計処理は、現在の実態を明らかにすることを目的とする(present-oriented transparency)。

ただ透明性には複数のフェーズを捉えることができる。それも会計処理のみならず、さまざまな情報を詳細に開示することを通じてその企業の将来にわたる実態を明らかにする可能性もある。本稿で扱った会社分割や税効果会計はその一例であり、米国企業の年次報告書に見られる経営者の討議と分析(management discussion and analysis)もそれに含めていい。まさに将来へ向けた情報効率性の改善という観点から指摘できる透明性である。透明性を掲げるならば、現在の透明性と同時に将来性を視野においた透明性も指摘できる。

これを「戦略の透明性」(transparency of corporate strategy)とよぼう。戦略の透明性とは財務諸表だけではうかがい知れない将来に向けた経営戦略の方向性を客観的に把握することが可能となる状況をいう。この透明性は将来に向けて企業が進む方向性を示すことを目的とする(future-oriented transparency)。事後的な業績報告だけではなく、企業の将来見通しや事業戦略などについての経営者の見通しなどが財務報告に反映されると、戦略の透明性は高まる。

ここでいう透明性は先の透明性から区別する目的から別の呼称を与えたい。

すなわち上記の両側面から透明性は考えることができ、両者は相互に左右しあう関係にある。実態の透明性は現時点における企業の実態を、戦略の透明性は経営者が会社の将来に託す戦略的な意味が浮き彫りになることを意味する。 会社分割会計の適用は、会社の未来図が描かれる側面において「戦略の透明性」 が高まる会計処理と考えられるのである。

先の設例に沿って考えると、事業を分割した結果企業グループの将来的な見通しは改善したといえよう。しかも会社分割には経営者の意思が込められており、連結財務諸表上は大きな変化が見られなくとも、将来に向けて企業が進む方向性、すなわち戦略が浮き彫りになる。ここに考える戦略とは、組織構造の改編を伴う事業戦略や経営戦略そのものを意味する。財務報告にこうした情報が反映されるようであると、戦略の透明性は高まったと評価できる。

ジェンキンス・リポートにおいて提案された「ビジネスリポーティング」 (business reporting) はその方向性を示唆する。透明性の向上はひいては企業価値の向上にも結びつく可能性を秘めている。上記の両側面から透明性は考えることができ、両者は相互に左右しあう関係にある。

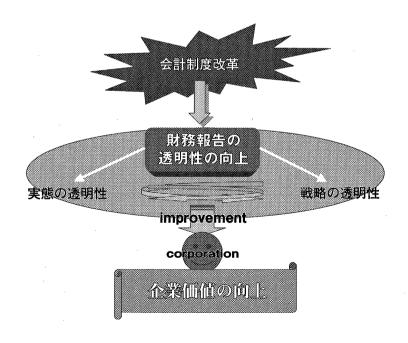


図12 実態の透明性と戦略の透明性の相互作用

会社結合(business combination)と会社分割(divestitures)は実態の透明性を高めるのとともに、戦略の透明性を高める手法の一つと考えられる。会計情報として適正に開示(disclose)する必要がある。透明性の向上はひいては企業価値の向上にも結びつく可能性を秘めている。

6. 今後の課題と可能性

会社分割会計制度がある程度整備されたため、今後も柔軟に会社分割に取り組む企業は増加するであろう。従来あった会社分割制度(現物出資、財産引受、営業譲渡、事後設立等)は調査役の検査が必要など時間がかかり複雑であった。新しい制度のもとでは、分割手続を比較的容易に行えるようになるという利点も大きい。特に本稿の設例のように、連結組織内での企業再編については簿価引継法が認められたので、会計的にも実行しやすくなったといえる。

一方で研究報告は「取得」を目的とした会社分割以外の売買処理法の適用を極めて狭く限定している。これについてはやはり問題があろう。税法上は適格分割については簿価での引継ぎを認めているものの、企業会計上はもう少し時価評価の範囲を広げてもいいように思われる。具体的に言えば売買処理法に沿って資産負債について公正価値評価を適用した会社分割を行う余地を増やすべきではないかと思われる。実際には会計処理法の判定(par.30)にもあるように、売買処理法が適用されるのは企業結合時に限定されてしまっている。たとえばアメリカ財務会計基準書141号「企業結合」では合併・分割・買収時にはパーチェス法を原則的に適用することになっている。

この基準書をそのまま受け入れるかどうかについては議論が分かれるもの の、参考にする点は多いように思われる。

以上会社分割会計を通じて戦略の透明性が高まるという点を指摘したが、これについてはやはり多少無理があることは否めない。この概念が果たして妥当なものかについてまだまだ検討が必要である。これについては今後の課題となる。この議論についてはさらなる検証を重ねた上で会社結合及び分割の会計基

準設定を待ちたい。また今後の調査の可能性として、会社分割が企業価値の増加に本当に結びつくかを検証してみたい。透明性の向上が企業価値増大に結びつくとの研究結果は少なくないものの、それが我が国においても当てはまるかは今後明らかにしていきたい。

本稿は2002年12月14日忠南大学校にて開催された会計研究所設立5周年記念「会計における透明性(Transparenay in Accounting)」国際セミナーにおいて発表した原稿を基にしたものである。

参考文献

- 伊藤邦雄 [2003] 『ゼミナール現代会計入門 (第4版)』(日本経済新聞社)
- 会社制度委員会研究報告第7号 [2001]「会社分割に関する会計処理」(日本公認会計士協会)
- 加賀谷哲之・伊藤邦雄 [2002] 「企業価値経営論(4)」 『一橋ビジネスレビュー』第50巻, 第2号、124-142頁。
- 須田徹「1994」『アメリカの税法(改訂4版)』(中央経済社)
- 新日本監査法人編 [2002] 『合併・会社分割の会計・税務』(中央経済社)
- 山上一夫「2002」『会社分割と資本の実務』(中央経済社)
- Baldwin, Carliss Y. and Sugato Bhattacharyya [1991] "Choosing the Method of Sale-A Clinical Study of Cornrail", *Journal of Financial Economics*, Vol.30, No.1, pp.69-98
- Clubb, Colin, and Aris Stouraitis [2002] "The Significance of Sell-off Profitability in Explaining the Market Reaction to Divestiture Announcements", *Journal of Banking and Finance*, Vol.26, No.4, pp.671-688
- Erickson, Merle [1998] "The Effect of Taxes on the Structure of Corporate Acquisitions", *Journal of Accounting Research*, Vol.36, No.2, pp.279-298
- Erickson, Merle and Shiing-wu Wang [2002] "The Effect of Transaction Structure on Price: Evidence from Subsidiary Sales", *Journal of Accounting and Economics* Vol.30, No.1, pp.59-97
- Kaiser, Kevin, and Aris Stouraitis [1995] "Value Creation Through Corporate Restructuring: European Divestitures", European Management Journal, Vol.13, No.2, pp.164-174
- Krishnaswami, S. and V. Subramaniam [1999] "Information asymmetry, valuation, and the corporate spin-off decision", *Journal of Financial Economics*, Vol.53, pp.73-112
- Maydew, Edward L., Katherine Schipper, and Linda Vincent [1999] "The Impact of Taxes on the Choice of Divestiture Method", *Journal of Accounting and Economics* Vol.28, No.2, pp.117-150
- Slovin, Myron B., Marie E. Sushka, and Steven R. Ferraro [1995] "A Comparison of the Information Conveyed by Equity Carve-outs, Spin-offs, and Asset Sell-offs", *Journal of Financial Economics*, Vol.37, No.1, pp.89-104